

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針【R4.4.1～】

新型コロナウイルス感染症危機対策本部

令和4年3月22日現在

○この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部局等ごとに判断することもあります。

○医療関係者及びコロナウイルス研究従事者は、この行動指針の適用範囲外とします。

制限レベル		活動項目					
		研究活動	授業（講義・演習・実習）	学生		事務体制	会議等（研修・説明会を含む）
レベル	目安			課外活動	立入・施設利用		
0	通常						
1	一部制限	在勤地域以外で感染者が発生し、一部制限が必要と認める場合 ○感染拡大に最大限配慮して、概ね通常通りの活動を実施する。					
2	制限（小）	在勤地域に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、在宅勤務等を要する者がいる場合 【制限レベルが2～4の場合】 ○研究室関係者（教職員、研究員、研究スタッフ、大学院生、学部学生等）は、「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（令和2年10月6日付け文部科学省）」に基づき、感染拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うこと。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ただし、感染拡大防止措置上、対面授業の実施が困難な場合は、オンライン授業を実施する。	○各学生（団体）に感染拡大防止に最大限配慮させ、教員の許可の下実施を認める。	○感染拡大防止に最大限配慮して立入を認める。	○各部署は、感染拡大防止措置を講じた上で通常と同様の範囲の業務を行う。 ○職員の一部は、在宅勤務等とする。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面会議を行う。 ただし、感染拡大防止措置上、対面会議の開催が困難な場合は、オンライン会議やメール等による書面開催とする。
			○感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ○オンライン授業を積極的に利用する。				○感染拡大防止措置を講じた上で、対面会議を行うが、オンライン会議やメール等による書面開催を推奨する。
3	制限（中）	①北海道知事から、外出自粛の要請等があった場合 又は ②大学及び附属病院において、罹患者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	○オンライン授業を中心に実施する。 ○一部の演習、実験、実習等は感染拡大防止措置を講じた上で対面で実施する。	○原則禁止とする。 やむを得ない場合のみ、各学生（団体）に感染拡大防止に最大限配慮させ、教員の許可の下実施を認める。	○感染拡大防止に最大限配慮して授業及び教育上必要な場合に限り、立入を認める。 ○原則附属病院への立入は禁止する。	○各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○職員の一部は、在宅勤務等とする。	○原則、オンライン会議又はメール等による書面開催とする。

※活動項目ごとに指示される制限レベルが異なる場合があります。

※この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じて、随時見直しを行う場合があります。

～ 制限レベル4及び制限レベル5は、記載スペースの都合上、次ページに記載 ～

制限レベル		活動項目						
		研究活動	授業（講義・演習・実習）	学生		事務体制	会議等（研修・説明会を含む）	
レベル	目 安			課外活動	立入・施設利用			
4	制限 (大)	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、北海道知事から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請された場合など	○原則オンライン授業で実施する。 ただし、オンライン授業の実施が困難な一部の演習、実験、実習等は、感染拡大防止措置を最大限講じた上で対面で実施する。	○全面禁止とする。	○原則建物内立入禁止とする。 ○感染拡大防止に最大限配慮し教育上必要な場合で、教員又は大学の事前許可を得た場合に限り、建物内立入を認める。	○在宅で可能な業務は、原則在宅勤務とする。 ○通勤時等の感染リスク低減のため、時差出勤等を積極的に実施する。	○原則延期とする。 ただし、緊急審議事項がある場合は、オンライン会議やメール等による書面開催とする。	
5	活動の原則 停止	大学を閉鎖せざるを得ない場合	○大学機能を最低限維持するため、部局長等の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する学部学生を除く研究室関係者のみ立入が可能。ただし、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止する。	○授業はオンラインのみで実施する。（教員が自宅から配信）	○全面禁止とする。	○原則構内立入禁止とする。	○大学施設の維持管理、危機管理のための必要最小限の出勤とする。	○延期・中止とする。 ただし、緊急審議事項がある場合は、オンライン会議やメール等による書面開催とする。

※活動項目ごとに指示される制限レベルが異なる場合があります。

※この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じて、随時見直しを行う場合があります。